

くらしの安心情報

情報ファイル NO.17

平成 19 年 6 月 8 日

2 本で 1,000 円の物干し竿のつもりが、高額な商品売りつけられてしまった！

被害内容

【相談者 80 代男性】

2 本で 1,000 円なら・・・と思い、家の前にいた販売車を呼び止めました。話をしているうちに物干し台も買うことにしたところ、請求書には 18 万円となっており大変驚きました。「すぐに支払って欲しい」と言われ、怖くなってきたので金融機関でお金を引き出し支払いました。高額なので、解約したいのですが・・・。

対処方法

これは低価格の宣伝により購入意欲を高め、実際は高額な別の商品売りつける販売方法です。

・自分から業者を呼び寄せても、目的の商品と違うものを勧められた場合は「訪問販売」に該当し、クーリングオフが可能です（期間は 8 日間）。この事例では相談者がクーリングオフの書面を送付したところ、返金されました。

・不用な商品ははっきり断りましょう。また、法律では訪問販売で現金取引をする場合、業者は直ちに法定の書面を消費者に交付しなければならないとされているので、この点にも留意しましょう。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)